

じんけんふれあいシリーズ③  
ともに生きる喜びを実感できる  
地域社会の実現

平成25年度人権標語優秀作品

さかせよう あなたの心に 笑う花 野口玲安さん

6月の市報で同和問題は放っておけば自然になくなるものではないこと。明治政府の出した「いわゆる解放令」は、同和行政も同和教育も行わなかったため、偏見や差別がきびしくなったことにふれましたが、どうしてそんなことになったのでしょうか。部落史をもとにまとめてみます。

## 1. 「いわゆる解放令」とは 何ですか？

明治維新となり自由平等思想の高まり、部落解放のきざしがみられるようになりましたが、それ以上に解放令が出るきっかけとなったのは税の収入を上げることでした。江戸時代に税を納めなくてよかった土地に寺社の土地や大都市の市街地などがありました。被差別部落の住居地に税をかけていない藩もありました。明治政府は、そのような土地からも税をとることにしました。そして出されたのが1871(明治4)年8月29日太政官布告です。賤

称をなくし平民にすることと税をとらない所をなくすことが書かれています。のちに解放令とよばれますが、部落解放が本当のねらいではなかったため近年「いわゆる解放令」とよばれています。この解放令が出される時、欧米が明治政府に「キリスト教を認め、すべての人を平等にすべきである」と要求してきていました。そのため、解放令は欧米から押し付けられたものだと考えている人もいました。

## 2. 解放令が出たのにどうして差別はひどくなったのですか？

明治政府による同和教育がなされなかったため、差別や偏見もっている人たちの解放令に対する反応は、大変ひどいものでした。村の行事に参加させる代わりに、死牛馬販売や皮革業によるはきもの製造販売などをとりあげたりするところもでてきました。解放令によって部落にまかされていた仕事はだれ

でもできるようにしました。そのため、多額の資金を持った人たちが肉販売や皮革工場経営に乗り出しました。多くの被差別部落の人達は、それらの工場の下請けや労働者として生き残るしかなくなりました。

もうけの多かった商売はとられていき、被差別部落の人達の生活はひどくなり土地や家を売る人たちがほとんどでした。貧困がひどくなると、その様子を見て差別や偏見はますますはげしくなりました。浅草亀岡町・小林権七が1876(明治9)年に建白書「…(前略)表むきは文明開化を唱えながら、差別事件はあとを絶たない。このような悪習を変え、るためにも改革をお願いする次第である。」を東京府(のちの東京都)に7回も提出しています。しかし、同和行政はなされることはありませんでした。

## 3. 明治政府に差別解消の 思いはあったの？

明治政府は、1873(明治6)年

に士族をなくすとき年間予算の4倍にあたる金額(公債)を出して、あたらしい生活ができるように援助しました。しかし、被差別部落の人達に対する同和行政は行いませんでした。解放令を出したあと、偏見を持つている民衆が部落の人たちに対して生活の糧(かて)となっている仕事をうばっても、各地で解放令反対一揆が起きて、政府は差別意識解消のための手立てをしなかったため、差別と偏見はひどくなるばかりでした。中江兆民や前田三遊は、新聞などで明治政府が差別解消の取り組みをすべきであるとうってえています。

1879(明治12)年ごろに自由民権運動がさかんになると自らの力で差別解消をつかむため、多くの同和地区の人々は参加していきました。そして、全国水平社の結成へと進んでいきます。

部落史は、偏見や差別意識を残したままでは法令は力を出せないことを私たちに語ってくれます。